

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無についての照会をされる方へ

宇都宮家庭裁判所本庁・管内支部

- 1 宇都宮家庭裁判所（本庁・支部）に照会できるのは、被相続人の最後の住所地が栃木県内にあった場合だけです。

宇都宮家庭裁判所（本庁・支部）の所在地、担当部署及び管轄区域は、本書3頁の**管轄一覧表**のとおりです。被相続人の最後の住所地に応じて管轄の庁に照会してください。

なお、最後の住所地は、被相続人の住民票除票又は戸籍の附票で確認してください。

- 2 照会ができる方（照会者）は、次に該当する方に限られます。

- (1) 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）
- (2) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

- 3 照会に当たっては、「相続放棄・限定承認の申述の受理の有無についての照会申請書」、「被相続人等目録」（**同日録に記載された氏名に基づいて調査します。**）及び添付書類（**後記4参照**）を提出してください。

照会に手数料はかかりません。

- 4 照会の際に必要な添付書類は以下のとおりです。

ただし、それ以外にも書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- (1) 照会者が**相続人**の場合

- ① **被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）のコピー（住民票除票に代えて戸籍の附票及び戸籍（除籍）謄本のコピーでも可）（縮小コピー不可。以下同じ。）**

住民票除票は、必ずマイナンバーの表示のないものを提出してください。

なお、住民票除票及び戸籍の附票等が既に廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所地が照会先の管轄区域内であった旨の本書4頁の上申書を提出してください。¹

- ② **照会者が被相続人の相続人であることを確認できる戸籍謄本等のコピー**

※照会者の戸籍謄本については、3か月以内に発行されたものを提出して下さい。

なお、提出していただいた戸籍謄本だけでは、照会者と被相続人の関係が分からない場合は、その関係が分かる戸籍謄本を別途提出していただくことになります。

- ③ **照会者の本人確認ができる公的書類（住民票、運転免許証、パスポート等）のコピー**

住民票は、必ずマイナンバーの表示のないものを提出してください。

¹ 「住民票除票」と「戸籍の附票」が既に廃棄になっている場合は、**上申書**と併せて、住民票除票と戸籍の附票が既に廃棄されていることの証明書（市区町村役場で交付を受けてください。市区町村役場で証明書を発行していない場合、住民票除票と戸籍の附票を発行できない旨を記載して返還された住民票除票と戸籍の附票の申請書の写し）をご提出ください。

- ④ 相続関係図
- ⑤ 委任状（代理人に委任する場合のみ）（原本）
この照会において、代理人になれるのは弁護士のみです。
- ⑥ 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

(2) 照会者が債権者等の利害関係人の場合

- ① 被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）のコピー（住民票除票に代えて戸籍の附票及び戸籍（除籍）謄本のコピーでも可）（縮小コピー不可。以下同じ。）
住民票除票は、必ずマイナンバーの表示のないものを提出してください。
なお、住民票除票及び戸籍の附票等が既に廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所地が照会先の管轄区域内であった旨の別添の上申書を提出してください。²
- ② 利害関係の存在を証明する書面のコピー
金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、不動産登記事項証明書、債務名義（判決書等）、その他債権等の存在を証する書面を提出してください。
なお、同書面記載の被相続人の住所と前記①の住民票除票等記載の住所が異なる場合、別途被相続人の戸籍の附票等により住所の変更を疎明していただく必要があります。
- ③ （法人の場合のみ）照会者が法人の代表者（登記されている支配人も可）であることを確認できる資格証明書類（法人登記事項証明書等）のコピー
- ④ （個人の場合のみ）照会者の本人確認ができる公的書類（住民票、運転免許証、パスポート等）のコピー
住民票は、必ずマイナンバーの表示のないものを提出してください。
- ⑤ 相続関係図
- ⑥ 委任状（代理人に委任する場合のみ）（原本）
この照会において、代理人になれるのは弁護士のみです。
- ⑦ 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

5 調査対象期間は、以下のとおりです。

- (1) 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、被相続人の死亡した日から申請日までです。
- (2) 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月です。それ以外の期間の照会には応じられません。
なお、被相続人の死亡日が照会日から30年以上前の場合、照会に応じられないことがあります。

² 脚注1と同じ

管 轄 一 覧 表

送 付 先	被相続人の最後の住所地	住 所 及 び 電 話 番 号
本 庁	宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市 さくら市のうち旧塩谷郡氏家町 下野市のうち旧河内郡南河内町 河内郡(上三川町) 塩谷郡のうち高根沢町	〒320-8505 宇都宮市小幡 1 - 1 - 3 8 宇都宮家庭裁判所 訟廷事務室 T E L : 028-621-4854 (直通)
真岡支部	真岡市 芳賀郡(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	〒321-4305 栃木県真岡市荒町 5 1 1 7 - 2 宇都宮家庭裁判所真岡支部 T E L : 0285-82-2076 (代表)
大田原支部	大田原市、矢板市、那須塩原市 さくら市のうち旧塩谷郡喜連川町 那須郡(那須町 那珂川町) 塩谷郡のうち塩谷町	〒324-0056 栃木県大田原市中央 2 - 3 - 2 5 宇都宮家庭裁判所大田原支部 T E L : 0287-22-2112 (代表)
栃木支部	栃木市 小山市 下野市のうち旧下都賀郡石橋町、旧下都賀郡国分寺町 下都賀郡壬生町、野木町	〒328-0035 栃木県栃木市旭町 1 6 - 3 1 宇都宮家庭裁判所栃木支部 T E L : 0282-23-0568 (直通)
足利支部	足利市、佐野市	〒326-0057 栃木県足利市丸山町 6 2 1 宇都宮家庭裁判所足利支部 T E L : 0284-41-3168 (直通)

上 申 書

(※住民票除票及び戸籍の附票が既に廃棄になっている場合のみ提出)

令和 年 月 日

宇都宮家庭裁判所 □ _____ 支部 御中

照会者 _____ ⑩

- 1 被相続人 _____ の最後の住所地を確認するため、住民票除票、戸籍の附票の取得を試みましたが、いずれも取得できませんでした。³
- 2 照会者が把握している被相続人の最後の住所地は、照会申請書別紙の被相続人等目録に記載したとおりです。

なお、同所を被相続人の最後の住所地とした事情は次のとおりです。⁴

()

³ 同資料の廃棄済証明書又は同資料を発行できない旨を記載して返還された交付申請書の写しなどを添付してください。

⁴ 別途資料の提出を依頼することがあります。